

## 第三者評価事業に係る受審率の数値目標の設定等の在り方について

### 1 国の指針改正

「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」が改正され、平成30年度から、都道府県推進組織における、受審促進に向けた具体的数値目標の設定・公表が努力義務化された。

#### 【都道府県推進組織に関するガイドライン】

#### 8 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発

##### (2) 普及・啓発

##### ① 受審率の数値目標の設定及び公表

都道府県推進組織は、第三者評価事業の受審促進に向けた数値目標の設定及び公表に努めなければならないものとする。

##### ② 実施状況の評価等

都道府県推進組織は、受審率など本事業の実施状況の評価を行った上で、第三者評価事業に対する正しい理解及び受審の促進に向けた普及・啓発を行うものとする。

- ※ 高齢者及び障がい福祉サービスにおいては、留意事項として、
- ・全体の数値目標に加え、各サービス区分ごとの数値目標を設定すること
  - ・直近の3年間の受審計画を毎年度見込むものであること
  - ・数値目標を達成するための方策をあわせて検討することが重要であること
- 等が示されている。

### 2 本県の現状

○受審が義務化されている社会的養護施設を除いた受審実績

平成29年度	4	永楽荘デイサービスセンター月、障害児入所施設 未来、障害者支援施設シーズ、保育園<非公表>
平成28年度	1	特別養護老人ホーム 永楽荘
平成27年度	1	児童発達支援センター すぎのこ

- ・平成28年度に2か所、平成29年度に1か所、新たに評価機関の認証を行い、受審環境の充実を図ったが、受審数は伸びていない。
- ・国は、平成27年度より5か年計画で、全ての保育事業者において第三者評価の受審が行われることを目指し、子ども・子育て支援新制度において受審料の半額を支援しているが、その効果も現れていない。

### 3 本県の方向性

受審率の状況から、具体的な数値目標を設定することは困難であるため、現時点における数値目標の設定・公表は見送り、まずは、より効果的な普及・啓発方法について検討していくこととする。